

議会用

令和8年 安曇野市議会 3月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 3 号 .....	1
報告第 4 号 .....	2
議案第 42 号 .....	3
議案第 43 号 .....	4
議案第 44 号 .....	5

## 報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いします。

安曇野市穂高9181番地における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり令和8年2月13日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市内在住者の方です。

### 2 事故の概要

令和8年1月14日午後3時、安曇野市穂高健康支援センター駐車場内において、職員が訪問先から帰所し、公用車を所定の区画に駐車しようとして後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し、損傷させた物損事故です。

### 3 和解の内容

本件事故の原因は、公用車運転者の不注意によるものであるため、安曇野市の過失を100%とし、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として201,960円を支払うものです。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は以上です。

## 報告第4号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いします。

松本市安曇600番地1における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年2月20日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市外在住者です。

### 2 事故の概要

令和7年10月2日（木）午後2時5分頃、公民館講座下見の帰路途中に運転操作を誤り対向車線へ侵入し、公用車両は歩道縁石をまたぎ松本市安曇600番地1の倉庫用電気引込み鉄柱に接触した物損事故です。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、運転手の不注意によるものであるため、安曇野市の過失を100%とし、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として297,699円を支払うものです。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

## 議案第 42 号

### 安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本改正案は、令和 7 年 12 月の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い改正される非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の基準に従い定めることとされている安曇野市消防団員等公務災害補償条例に規定する補償基礎額の改正を行うものです。

併せて、令和 6 年の法改正による配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う経過措置が令和 8 年 3 月 31 日に終了することから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、改正を行うものです。

主な改正内容ですが、消防団員が公務中に負傷等した際の補償基礎額を、階級や勤務年数に応じて最大 500 円増額いたします。

同じく消防作業従事者等が公務中に負傷等した際の補償基礎額の最低額を 300 円、最高額を 500 円増額いたします。

また、扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者は廃止し、子供は一人につき 50 円の増額をいたします。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

また、本改正の施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものといたします。

説明は、以上です。

## 議案第 43 号

### 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

本改正案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度における第 1 号被保険者の保険料率の算定等に係る特例を定めるために、所要の改正を行うものです。

#### 1 改正の背景

令和 7 年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられたことに伴い、一部の被保険者において合計所得金額に応じた所得段階の移動が生じ、保険料収入が減少する可能性があります。

国は、令和 8 年度(第 9 期介護保険事業計画期間の最終年度)の保険料収入の減少を防ぐ観点から、税制改正の影響により所得段階の移動が生じる第 1 号被保険者について、引き続き令和 7 年度と同様の保険料となるよう、令和 8 年度の保険料率の算定に関する特例を定める介護保険法施行令の改正を行いました。

#### 2 条例の改正内容

##### (1) 第 2 条関係

所要の文言整理をするものです。

##### (2) 附則第 11 項、第 12 項、第 13 項関係

令和 8 年度分の保険料率の算定に当たり、令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である第 1 号被保険者の合計所得金額を、令和 7 年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げ前の額と同額とするため、算定方法の特例を定めるものです。

##### (3) 附則第 14 項、第 15 項関係

令和 8 年度分の保険料率の算定に当たり、算定基礎となる「市町村民税世帯非課税者」及び「本人非課税」の判定に際し、令和 7 年度税制改正の影響によって令和 8 年度に非課税となったことに該当する場合、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課せられているものとみなす特例を定めるものです。

##### (4) 附則第 16 項関係

令和 7 年度の市町村民税非課税の者が、税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受け、令和 8 年度も引き続き市町村民税非課税となるよう非課税の基準から控除の引上げ分の範囲において就労調整を行った場合については、当該者の令和 8 年度分の保険料率の算定において、市町村民税非課税者として判定する保険料段階まで、申請なく減免できる特例を定めるものです。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 44 号

### 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本改正案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯等への支援給付の財源を確保する目的で、医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援納付金を徴収するため、安曇野市国民健康保険税について、新たに子ども・子育て支援納付金の課税額等を定める改正を行うものです。

改正の内容についてご説明します。

第2条は、子ども・子育て支援納付金課税額について定義するものです。

第7条の3から第7条の6までは、子ども・子育て支援納付金課税額について定めます。

所得に応じて課税する所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定した額とします。

加入者数に応じてかかる均等割額は、被保険者1人について900円とし、18歳以上の被保険者がいる場合は、1人について100円が加算されます。

世帯にかかる平等割額は、世帯の区分に応じて、それぞれ定めた額とします。

第19条では、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について定めます。

第1項では、所得が基準額以下の世帯に係る減額について、第2項では未就学児に係る減額、第3項では出産被保険者に係る減額について定めます。

附則第9項以降では、国民健康保険税の課税の特例について規定しており、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置を講じるものです。

また、併せて字句等の整理をするものです。

本改正は、令和8年4月1日から施行します。

説明は、以上です。